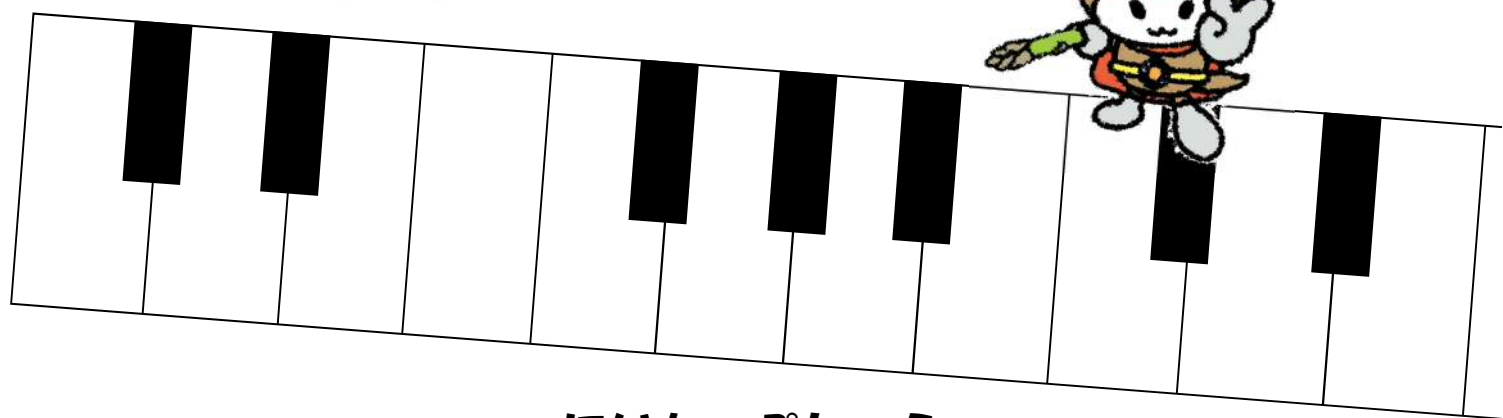


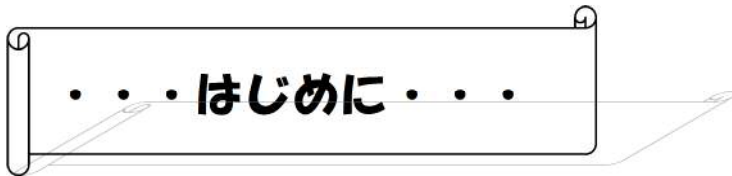
# 子育て応援 ガイドブック



にいかっぷちょう



新冠町



子どもの誕生と健やかな成長は、親にとっては何ものにも代えがたいかけがえないものです。

しかし、初めての子育てや育児を経験するお父さんやお母さんにとっては、健康診断や予防接種など初めて経験することばかりです。

この「子育てガイドブック」は、これから出産を控えているお母さんや育児中のお父さんお母さんのために、子育てに関する情報などを紹介しています。

出産や子育てで心配なとき、困ったときなどに子育てを楽しくできる一助として、家庭で気軽に利用して頂き、子育てに関わる皆さんの手助けとなりましたら幸いです。





## 1、赤ちゃんが生まれるまで・・・妊娠

(1) 妊娠の届出、母子手帳交付	・・・ 1
(2) 妊産婦健康診査受診票の交付	・・・ 1
(3) 妊婦健診時の交通費助成	・・・ 1
(4) 妊婦情報登録制度「にいかっぴママさぽ〜と」	・・・ 2
(5) 妊婦訪問	・・・ 2
(6) 母親学級「キレイ☆ママパパー〜む」	・・・ 2

## 2、赤ちゃんが生まれたら・・・出産

(1) 出生届	・・・ 3
(2) こんにちは赤ちゃん事業	・・・ 3
(3) 新生児聴覚検査費用助成事業	・・・ 3
(4) 産後ケア事業	・・・ 3
(5) 出産時の宿泊費助成	・・・ 4
(6) その他の各種手当と助成、家庭への支援	・・・ 4

## 3、子どもの健康

(1) 乳幼児健診	・・・ 5
(2) 子育て相談	・・・ 5
(3) 離乳食教室	・・・ 5
(4) おやこの楽しい料理教室	・・・ 5
(5) フッ素塗布	・・・ 5
(6) 予防接種	・・・ 6
(7) 医療機関一覧	・・・ 7
(8) すくすく発達カレンダー	・・・ 10

## 4、子どもの成長や集団生活へのサポート

(1) 新冠町子育て支援センター	・・・ 11
(2) 新冠町立認定こども園ド・レ・ミ	・・・ 11
(3) 新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」	・・・ 12

## 5、楽しく学べる施設・遊び場

(1) 新冠町レ・コード館	13
(2) 新冠町レ・コード館 図書プラザ	13
(3) 児童館	14
(4) スポーツセンター及び節婦体育館	14
(5) 新冠町郷土資料館	14
(6) 親子で楽しめる公園	15

## 6、子どもの手当てと助成・家庭への支援

(1) 不妊・不育症治療費の助成「マザーリーフ事業」	16
(2) 子どもの手当て	16
(3) 子どもの医療費助成	16
(4) その他の助成、支援	17

## 7、その他の子どもの支援・相談

(1) 児童相談所	20
(2) 保健所	20
(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員	20
(4) 少年相談110番	20
(5) 相談支援事業	20
(6) 児童家庭支援事業	20
(7) 要支援、要保護児童等支援事業	21

## 8、地域における児童虐待の防止について

## 9、子育てマップ

### ■ 各種問い合わせに関する役場関係課の直通電話番号

・新冠町役場 代表電話	0146-47-2111
・町民生活課	0146-47-2112
・保健福祉課	0146-47-2113
・教育委員会管理課	0146-47-2547
・教育委員会社会教育課（社会教育G）	0146-45-7600
・教育委員会社会教育課（体育青少年G）	0146-47-2106
・新冠町認定こども園ド・レ・ミ	0146-47-2489
・新冠町子育て支援センター	0146-47-4525





# ♪ にいかっぴ子育てマップ ♪

他にもたくさんのサービスがあるよ♪  
詳しくは次のページから♪



**P1~2、4**

- ★ 妊娠の届出&母子手帳交付
- ★ 妊産婦健診・新生児聴覚検査受診票の交付
- ★ 妊婦健診時の交通費助成
- ★ 出産時の宿泊費助成
- ★ 妊婦情報登録制度「にいかっぴママさほ〜と」

**★ 妊婦訪問 P2**

保健師がご自宅に訪問し、妊娠・  
出産への不安や心配など  
のご相談に応じます。



**★ 母親学級キレイ☆ママパパー〜む P2**

出産・育児に向けての準備や妊婦さんの交流の  
ための教室です☆  
気分転換やママ友づくりにもどうぞ♪



**★ 産後ケア事業 P3**

助産師が産後のからだのことや  
おっぱいのこと・子育てのこと  
などの相談に応じます。

**★ こんにちは赤ちゃん事業 P3**

赤ちゃんが生まれたご家庭を保健師が訪問  
します。  
赤ちゃんの成長や産後のお母さんの体調確認、  
予防接種の説明、育児のご相談を行います。

**★ 出生届 P3**

生まれた日から 14日  
以内に届け出てください。

**★ 乳幼児健診 P5**

健診は、赤ちゃんの隠れた病気・異常の発見、成長発達の確認、育児のご相談の場です。  
☆毎月1回、保健センターで実施しています☆ ※対象の方には、個別に案内が届きます。

**4ヶ月児健診      7ヶ月児健診      12ヶ月児健診**

**\*内容\*** 体重・身長計測 小児科医師の診察  
育児相談 お口と栄養の相談 など☆

**1歳6ヶ月児健診      3歳児健診      5歳児相談**

**\*内容\*** 体重・身長計測 小児科医師の診察  
歯科検診と歯科相談 栄養相談  
ことばと発達の相談 尿検査・視聴覚検査 など☆

ここにこ、すくすく  
大きくなあれ♪

**食事・栄養のこと**

**栄養相談**  
町の管理栄養士が、妊娠期の食事や離乳食など  
についての相談に応じます☆

**離乳食教室**  
月齢3~6ヶ月のお子さんと保護者の方向け  
の教室です。

**おやこの楽しい料理教室**  
小学校1~6年生のお子さんと保護者の方向け  
の教室です。

**歯とお口のこと**

**歯科相談**  
町の歯科衛生士が、妊婦さん・お子さん  
の歯とお口のお悩みについて、相談に応  
じます☆

**フッ素塗布**  
毎月1回実施/場所：保健センター  
対象：1歳6ヶ月~小学校入学前

**子育てのこと**

新冠町には、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士がいます☆  
お電話や来所、訪問などでご相談を受け付けますので、お気軽にお声かけください♪

場所：新冠町役場保健福祉課 又は 新冠町子育て支援センター

# 1、赤ちゃんが生まれるまで・・・妊娠

## (1) 妊娠の届出・母子手帳交付 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊娠がわかったら早めに届出をしてください。届出時に母子手帳をお渡しします。

また、妊娠・出産に関するご相談も実施しています。

※ 医療機関で診断を受けてから届け出てください。

## (2) 妊産婦健康診査受診票の交付 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

「妊婦一般健康診査・超音波検査14回分」「産婦健診2回分」の受診票を母子手帳交付時・妊娠中期・妊娠後期の3回に分けてお渡しします。

※ 上限を超えた受診費用は自己負担となります。

## (3) 妊婦健診時の交通費助成 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊婦健診を受診した医療機関までの交通費の一部を助成します。

妊婦健診受診票にて受診の有無と受診医療機関を確認後、妊婦健診5回目・10回目・14回目の3期に分けて希望口座にお振り込みします。

区 間	助 成 額	備 考
新ひだか町	300 円/回	【胆振地区】 2,000 円/回を助成額とします
浦河町	1,500 円/回	
苫小牧市	2,000 円/回	
千歳・恵庭市	3,000 円/回	【左記以外の道内】 4,000 円/回を助成額とします
札幌市	4,000 円/回	
道外	1,000 円/回	

### <申請に必要なもの>

- ・新冠町妊婦健診交通費助成申請書（窓口・ホームページにあります）
- ・通帳（振込先のわかるもの）

## ♪子育てコラム1♪

### マタニティマークって？

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期。また、体調の変化が大きい時期でもあります。

しかし、外見からは妊娠をしているかどうかの見分けがつかないため、体調が悪くても気付いてもらえないなど、妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。

このマークは

妊婦さんが身につけることで、周囲に妊婦であることを示しやすくします♪

マークを普及させていくことで、妊産婦さんにやさしい環境づくりの推進が図られています♪



#### (4) 妊婦情報登録制度「にいかっぴママさぽ〜と」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊婦さんの出産予定日や体調などの出産に関わる情報を事前に登録し必要時に迅速な救急搬送が出来るようにする制度です。また、家族などによる送迎が難しいときには、町内のハイヤーを利用することもできます。

##### <対象者>

- ・町内に住所を有する妊婦さん
- ・里帰りのため、新冠町に滞在している妊婦さん

##### <登録に必要なもの>

- ・妊婦情報事前登録者届出書（窓口・ホームページにあります）

##### <利用方法>



※申請後に住所・連絡先の変更、妊婦健診で医師の指示があった時は下記までご連絡ください。

※救急車を要請するのは、医師・助産師等の指示があった場合です。

※搬送先は基本的に出産予定病院ですが、容態によっては搬送先が変更になる場合があります。

※ハイヤーが利用できるのはハイヤー会社の営業時間内です。

月～土曜日：8:00～24:00 日曜日：8:00～22:00

台数に限りがあるため、自宅到着まで時間を要する場合があります。

※ハイヤー利用の際は、ハイヤー料金実費の3割が利用妊婦さんの自己負担となります。

出産後日、町から納入通知書が届きますので、役場窓口等で納入ください。

#### (5) 妊婦訪問

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

保健師がご自宅に訪問し、妊娠・出産への不安や心配などのご相談に応じます。



#### (6) 母親学級「キレイ☆ママパパー〜む」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

出産・育児に向けての準備や妊婦さんの交流のための教室です。

保健師・歯科衛生士、助産師、保育士など色々なスタッフが相談に応じます。気分転換や

ママ友づくりにもどうぞ♪

※ 対象の方には個別にご案内します。

## 2、赤ちゃんが生まれたら・・・出産

### (1) 出生届 【届け出先：最寄りの市区町村住民窓口】

届出は、お近くの市区町村住民窓口にて届出できます。生まれた日から14日以内に届け出てください。  
なお、名前は人名用漢字の範囲内でつけてください。

### (2) こんにちは赤ちゃん事業 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

お子さんが生まれたご家庭を保健師が訪問します。赤ちゃんの成長や産後のお母さんの体調確認、予防接種の説明、子育ての相談に応じます。

※ 産後、地区担当保健師よりご連絡します。

### (3) 新生児聴覚検査費用助成事業 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

新生児聴覚検査費用を全額助成します。妊娠後期に、妊産婦健診受診票と一緒に受診票をお渡しします。

### (4) 産後ケア事業 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

産後の身体の回復と心の安定が促されるよう、町が委託する医療機関で行う産後ケア事業の費用を助成します。

#### <対象者>

産後1年未満の産婦さん及び赤ちゃんで次に該当する方（医療行為を必要とする場合は除く）

- ・産後の身体や心の回復について不安がある方
- ・赤ちゃんの発育、発達、育児等について不安がある方

#### <内容・料金>

- ・産婦さんの乳房マッサージ
  - ・産後の心身の疲れや回復に関する相談
  - ・気持ちの落ち込みや不安に関する相談
  - ・授乳・抱っこ、泣きの対応などに関する相談
  - ・赤ちゃんの発育や発達に関する相談
- ※1人1回、無料で受けられます。

#### <利用方法>

①利用前に役場3番窓口(保健福祉課)にて申請手続きを行ってください。

##### 【必要なもの】

- ・新冠町産後ケア事業利用申請書（窓口・ホームページにあります）
  - ・母子健康手帳
- ②申請内容を確認の上、利用票を交付します。
- ③新ひだか町立静内病院（TEL:0146-42-0181）に直接連絡をとり、予約をしてください。利用する際は、利用票と母子健康手帳を必ずご持参ください。





## (5) 出産時の宿泊費助成

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

出産に備え出産病院の近くに宿泊した場合に妊婦とその付添い人等の宿泊費の一部を助成します。

### <対象者>

- ・妊婦さん、及びその付添い人
- ・未熟児等の理由で入院の長引いたお子さんに付き添う産婦さん

### <助成内容>

	助成金額	助成対象期間	宿泊日数
妊婦	6,000 円/泊を上限	出産日直前の 3 日	3 泊を上限
付添い人	3,000 円/泊を上限	出産前後 5 日間	5 泊を上限
未熟児等付添い産婦 (1 名分のみ)	6,000 円/泊を上限	産婦の退院日から出生時の 退院日までの期間	7 泊を上限

### <申請方法>

役場 3 番窓口（保健福祉課）にて申請手続きを行ってください。

#### 【必要なもの】

- ・新冠町出産時宿泊費助成申請書（窓口・ホームページにあります）
- ・母子健康手帳
- ・領収書（宿泊者、宿泊日、宿泊費が確認できるのもの）
- ・通帳（振込先のわかるもの）

※ 産後 2 カ月以内に申請してください。

## (6) その他の各種手当と助成・家庭への支援

児童手当、チャイルドシート購入費補助金制度 など

※詳細は本ガイドブックP15・16・17 参照

## ♪子育てコラム 2♪

### 待望の赤ちゃん誕生なのに、どうして気分が落ち込むの??

妊娠から出産、産後の育児期にかけては、女性にとってからだも環境も変化が大きい時期。

そして、劇的なからだの変化に影響を受けて、心も揺れているのです。



#### 「マタニティブルーズ」のこと

産後、気持ちの揺れが激しくなることをマタニティブルーズといいます。これは一時的なもので、ホルモンバランスが妊娠前に戻っていき、赤ちゃんのお世話や新しい生活に慣れていくうちに自然に解消されていきます。20～40%の方がなると言われており、出産後 2～3 日から現れやすく、多くの場合、数週間から 1 か月くらいで自然に治まります。周りの人にも理解してもらってあまり気にせず過ごしましょう。

#### 「産後うつ」のこと

マタニティブルーズが一時的なものであるのに対して、産後うつは気分の落ち込みが深刻になる心の病気です。早期に受診し、専門の相談を受けることで回復も早くなります。気分の落ち込みが続いたらクリニックや保健センターに相談しましょう。まわりの家族がママの状態をよく見ることも大切です。

### 3、子どもの健康

#### (1) 乳幼児健診（毎月1回実施）

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

事業名	事業内容	対象者
4か月健診 7か月健診 12か月健診	問診、身体測定、小児科医の診察、子育て・歯科・栄養相談等を行ないます。	4か月児 7か月児 12か月児
1歳6か月健診	問診、身体測定、歯科検診・小児科医の診察、子育て・歯科・栄養相談、発達相談等を行ないます。	1歳6か月児
3歳児健診	問診、身体測定、歯科検診・小児科医の診察、尿・視力・聴力検査、子育て・歯科・栄養相談、発達相談等を行ないます。	3歳児
5歳児相談	問診、身体測定、視力検査、子育て・歯科・栄養相談、発達相談等を行ないます。	5歳児

子どもの発育や発達が順調かどうかを知っておくために乳幼児健診を受診しましょう。健診は、子育ての悩みや疑問を解決する場でもあります。ぜひ活用してください。



#### (2) 子育て相談

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊娠中の心配ごと、こどもの健康、子育てに関する疑問や悩み等について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問や電話、来所相談に応じます。

#### (3) 離乳食教室

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

離乳食開始前後の子どもをもつ保護者に離乳食の進め方等の講話をしています。

※ 対象の方には個別で案内します。



#### (4) おやこの楽しい料理教室

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

小学1年～6年生までの子どもと保護者を対象に、夏休み等の期間中に料理教室を開催しています。

#### (5) フッ素塗布

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

むし歯を予防するためのフッ素塗布、歯科相談を実施しています。

※ 対象の方には個別で案内します。



**(6) 予防接種** 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

赤ちゃんは病気に対する抵抗力が弱く、細菌やウイルスによる感染症にかかりやすいと言われています。  
 そんな細菌やウイルスから赤ちゃんを守る方法のひとつが、ワクチン接種です。



接種が可能な月齢になったら、できるだけ早くワクチンを接種し、感染症を予防しましょう！！

種 類		対 象 年 齢	標準的な接種期間・回数 等
定期接種	個別接種	ロタウイルス	1 価：生後 6 週～24 週 5 価：生後 6 週～32 週
	インフルエンザ菌 b 型(Hib)	生後 2 か月～5 歳未満	初回接種：4 週間隔で 3 回接種 追加接種：初回接種後 7～13 カ月後に 1 回接種
	小児用肺炎球菌 (髄膜炎)	生後 2 か月～5 歳未満	初回接種：4 週間隔で 3 回接種 追加接種：初回接種後 60 日以上あけて 1 歳以上で 1 回接種
	B 型肝炎(HBV)	生後 2 か月～1 歳未満	初回接種：4 週間隔で 2 回接種 追加接種：初回接種後 139 日以上あけて 1 回接種
	四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	生後 2 か月～7 歳 6 か月未満	初回接種：3～8 週間隔で 3 回接種 追加接種：初回接種後 1 年～1 年半の間に 1 回接種
	五種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・Hib)	生後 2 か月～7 歳 6 か月未満	初回接種：3～8 週間隔で 3 回接種 追加接種：初回接種後 6 カ月～1 年半の間に 1 回接種
	BCG(結核)	生後 5 か月～1 歳未満	生後 5 ヶ月～8 ヶ月の間に 1 回接種
	麻しん・風しん混合ワクチン	I 期：1～2 歳未満 II 期：5～7 歳未満 (就学前の 1 年間)	I 期：1 回 II 期：1 回
	水痘(水ぼうそう)	1 歳～3 歳未満	初回接種：1 歳～1 歳 3 ヶ月に 1 回接種 追加接種：初回接種後 6～12 カ月後に 1 回接種
	日本脳炎	第 1 期：生後 6 か月～7 歳 6 か月未満 第 2 期：9 歳～13 歳未満	第 1 期初回接種：3 歳～4 歳の間に 6 日以上の間隔をあけて 2 回接種 追加接種：初回接種後 6 カ月以上(概ね 1 年)あけて 1 回接種 第 2 期：9 歳以上 10 歳未満で 1 回接種
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11 歳～13 歳未満	小学 6 年生で 1 回接種
子宮頸がん	小学 6 年生～高校 1 年生に相当する者	2 価：1 か月間隔で 2 回接種、1 回目から 6 カ月後に 1 回接種 4 価：2 か月間隔で 2 回接種、1 回目から 6 カ月後に 1 回接種 9 価：1 か月間隔で 2 回接種、1 回目から 6 カ月後に 1 回接種	
任意接種	個別接種	インフルエンザ	中学生以下 13 歳未満：2 回接種 (初回接種から 2～4 週の間隔をあけて 2 回目を接種) 13 歳以上：1 回接種
	麻しん・風しん	・20 歳以上 45 歳以下の女性 ・妊婦の配偶者とその家族	1 回接種



異なる種類の予防接種を受ける場合の接種間隔について

注射生ワクチン：BCG、麻しん風しん、水痘、(おたふくがぜ)

27日以上あける

注射生ワクチン

制限なし

経口生ワクチン  
不活化ワクチン

経口生ワクチン：ロタウイルス  
不活化ワクチン：Hib、小児肺炎球菌、四種混合、二種混合、B型肝炎、日本脳炎、子宮頸がん

制限なし

注射生ワクチン  
経口生ワクチン  
不活化ワクチン

予防接種を安全に受けるポイント



- ① こどもの体調は良いですか？
- ② 受ける予防接種について、必要性や効果、副反応などを理解していますか？
- ③ 母子手帳・予診票を持ちましたか？

※母子手帳は必ず持参しましょう。予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任を持って記入しましょう！！

## (7) 医療機関一覧

### ア、医科（町内及び近隣町）

★：夜間・休日救急対応医療機関

病院名	診療科目	住所	電話番号
新冠町国保診療所★	内・小・外・整	新冠町字中央町 5-14	0146-47-2411
新ひだか町立静内病院★	内・外・循・婦・小・脳外・整	新ひだか町静内緑町 4-5-1	0146-42-0181
医療法人徳洲会 日高徳洲会病院★	総・内・循・小・外・整・脳外・泌	新ひだか町静内こうせい町 1-10-27	0146-42-0701
医療法人社団 仲川内科胃腸科医院	内・胃・リ	新ひだか町静内御幸町 2-4-12	0146-42-0345
医療法人社団 愛生会山田クリニック	内・外・小・リハ	新ひだか町静内旭町 1-30-27	0146-43-0008
医療法人社団 駒木クリニック	内・外・胃・麻・泌	新ひだか町静内青柳町 1-9-21	0146-45-0123
医療法人 まうたの森整形外科	整・リハ	新ひだか町静内青柳町 1-8-7	0146-42-4133
医療法人社団 しずない耳鼻咽喉科医院	耳	新ひだか町静内青柳町 1-12-5	0146-45-2300
しずない皮フ科クリニック	皮	新ひだか町静内青柳町 1-9-18	0146-45-1112
医療法人社団佐藤眼科	眼	新ひだか町静内青柳町 1-9-19	0146-45-0333
総合病院浦河赤十字病院★	内・小・外・血管外・整・眼・産婦・泌・精・耳・皮・麻	浦河町東町ちのみ 1-2-1	0146-22-5111
うらかわエマオ診療所	内・児精・精	浦河町東町ちのみ 3-2-34	0146-26-7430

内：内科 小：小児科 外：外科 整：整形外科 循：循環器科 婦：婦人科 皮：皮膚科 呼：呼吸器科 精：精神神経科 神：神経科 総：総合診療科 胃：胃腸内科 消：消化器内科 脳外：脳神経外科 泌：泌尿器科 リ：リウマチ科 麻：麻酔科 耳：耳鼻咽喉科 眼：眼科 血管外：血管外科 産婦：産婦人科 児精：児童精神科 リハ：リハビリテーション科

※時間外や休診日の受診は緊急の場合を除き控えて、医療スタッフの充実している診療時間内に受診しましょう。

診療日、診察時間等の詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

## ♪子育てコラム3♪

### スキンケアについて



デリケートな赤ちゃんの肌を守ってくれるスキンケア。

スキンケアをすることで、乾燥や紫外線から肌を守るのはもちろん、乾燥を防ぐことで肌荒れを抑え、細菌やウイルスなどがからだに侵入するのを防ぐ役割もあります。最近の研究で、新生児期からの保湿剤の使用がアトピー性皮膚炎の発症予防になることがわかってきました。

保湿を行う際に大切なことは、肌をよく観察し、お子さんにあったやり方を見つけることが大切です。スキンケアの方法に悩んだら、まずは一度保健師までご相談ください。

## イ、歯科（町内及び近隣町）

病院名	住所	電話番号
新冠ファミリー歯科医院	新冠町字北星町 5-83	0146-47-3301
ささじま歯科医院	新ひだか町静内高砂町 3	0146-42-1471
アムール歯科医院	新ひだか町静内山手町 4-2-2	0146-42-2116
平野歯科医院	新ひだか町静内ときわ町 2-2-16	0146-42-5022
山口歯科医院	新ひだか町静内御幸町 3-1-72	0146-42-1486
中村歯科クリニック	新ひだか町静内御幸町 1-3-2	0146-43-3011
田中歯科医院	新ひだか町静内緑町 1-2-13	0146-43-3434
東静内歯科診療所	新ひだか町東静内 106	0146-44-2240

※ 診療日、診察時間等の詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

### ♪子育てコラム4♪

## 指しゃぶり どうする？

指しゃぶりによる歯並びへの影響は一般的にもよく知られているため、少しでも早くやめさせたい！と思うものです。しかし、3～4歳までの指しゃぶりは「当然の癖」として温かく見守り、4～5歳を過ぎても継続するときには、やめる働きかけをしましょう！

### 指しゃぶリストップ！

## 心に響くきらきらことばで褒めよう！

### GOOD！例

- ①「昨日、寝ている時、指が口に入っていなかったよ、がんばったね！」
- ②「さっき、テレビ見ている時、しゃぶっていなかったよ、すごいね！」
- ③「午前中ずっとがんばっていたね！」

### BAD！例

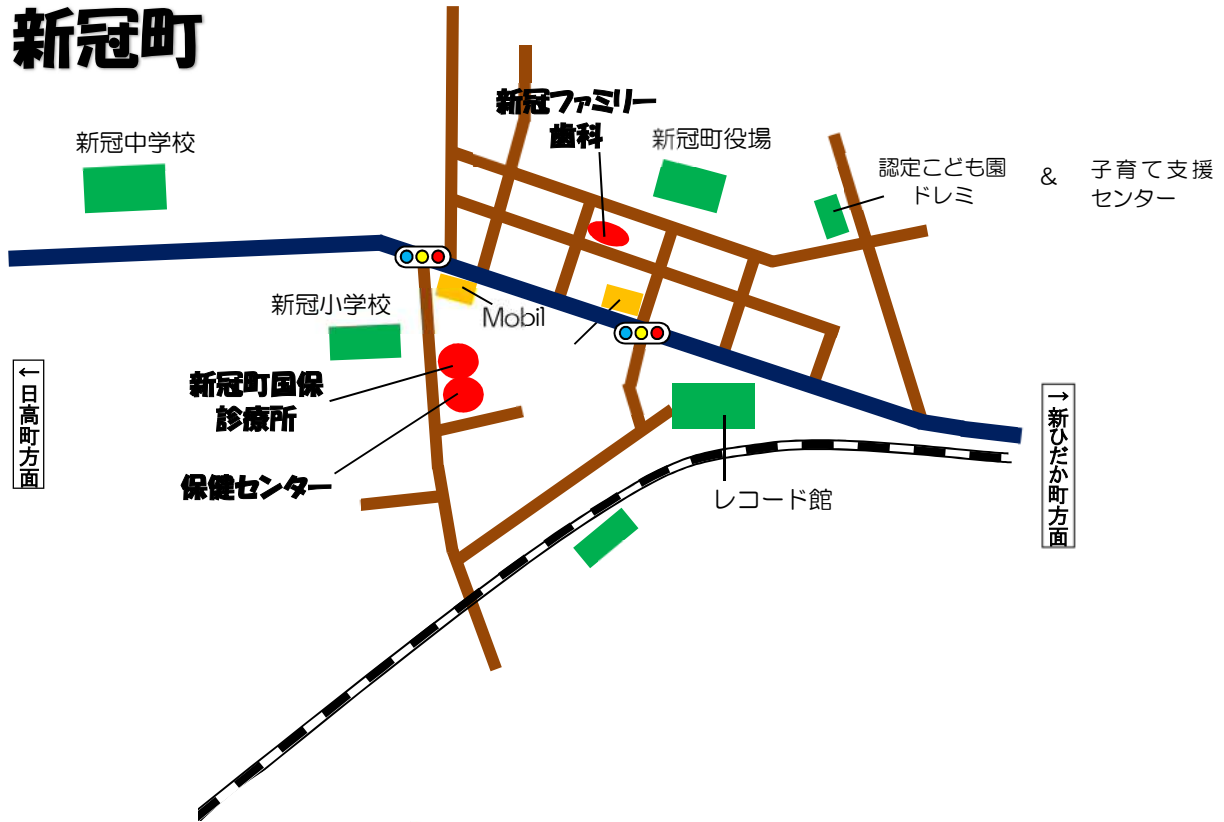
- ①「さっきしゃぶってたよ。だめじゃない！」
- ②「ほらっ、また指！」
- ③「もう赤ちゃんじゃないんだからやめなさい」
- ④「チュパチュパしないの！」

## ご家庭で気をつけてもらいたいこと

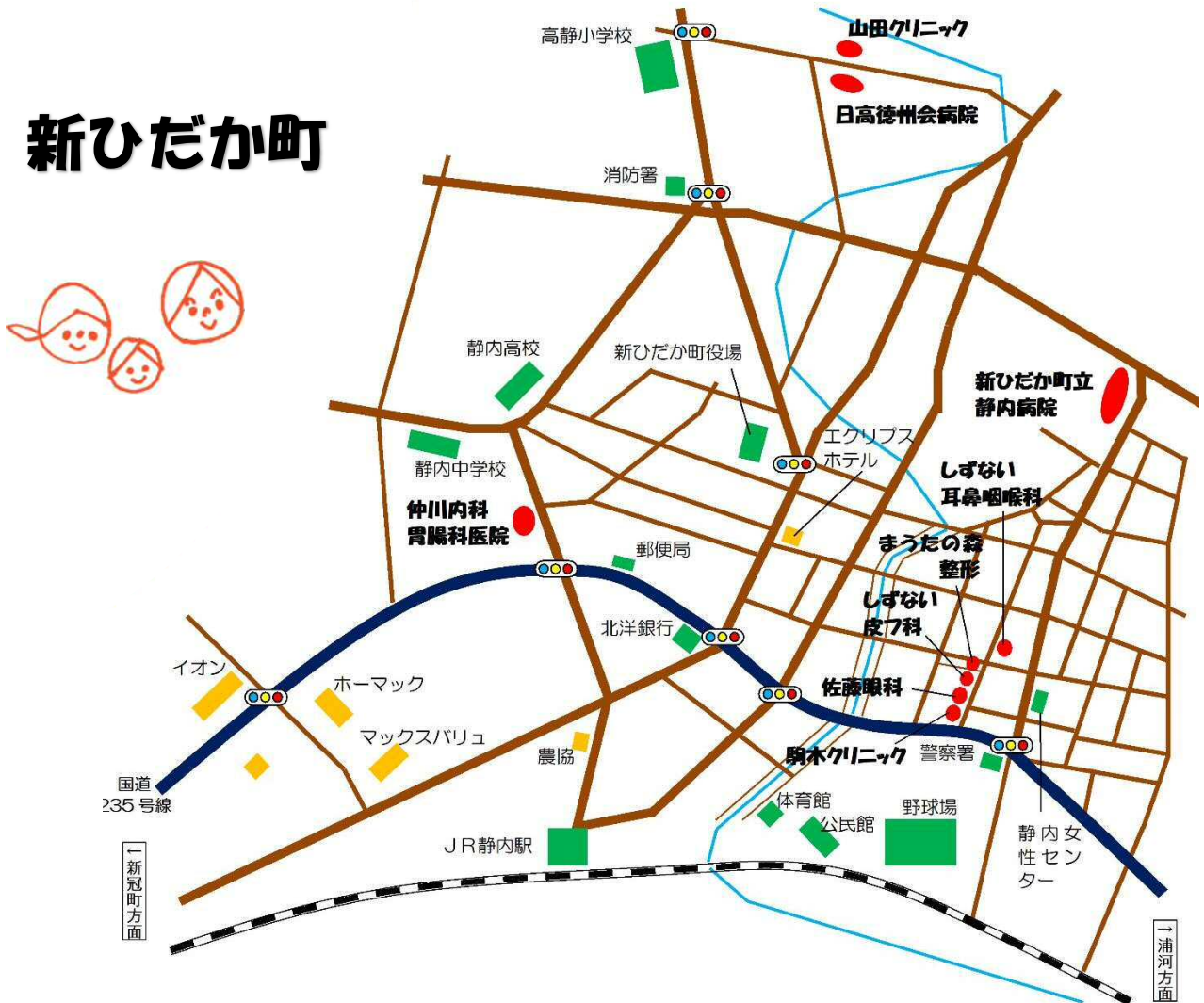
- ①お子さんをよく観察し、指しゃぶりをしていないところを見つけ、キラキラことばで教えてあげましょう。
- ②褒める時は、大げさに褒めてください。
- ③指しゃぶりをしているところを見つけたら、ことばで注意するよりも、親指を立てるポーズをそっと示すなどで気づかせるといいでしょう。
- ④お子さんが夜中に不安であれば、寝付くまで添い寝をしてあげましょう。その際「がんばったね」という想いを込めて手をにぎってあげます。

ウ、医療機関マップ

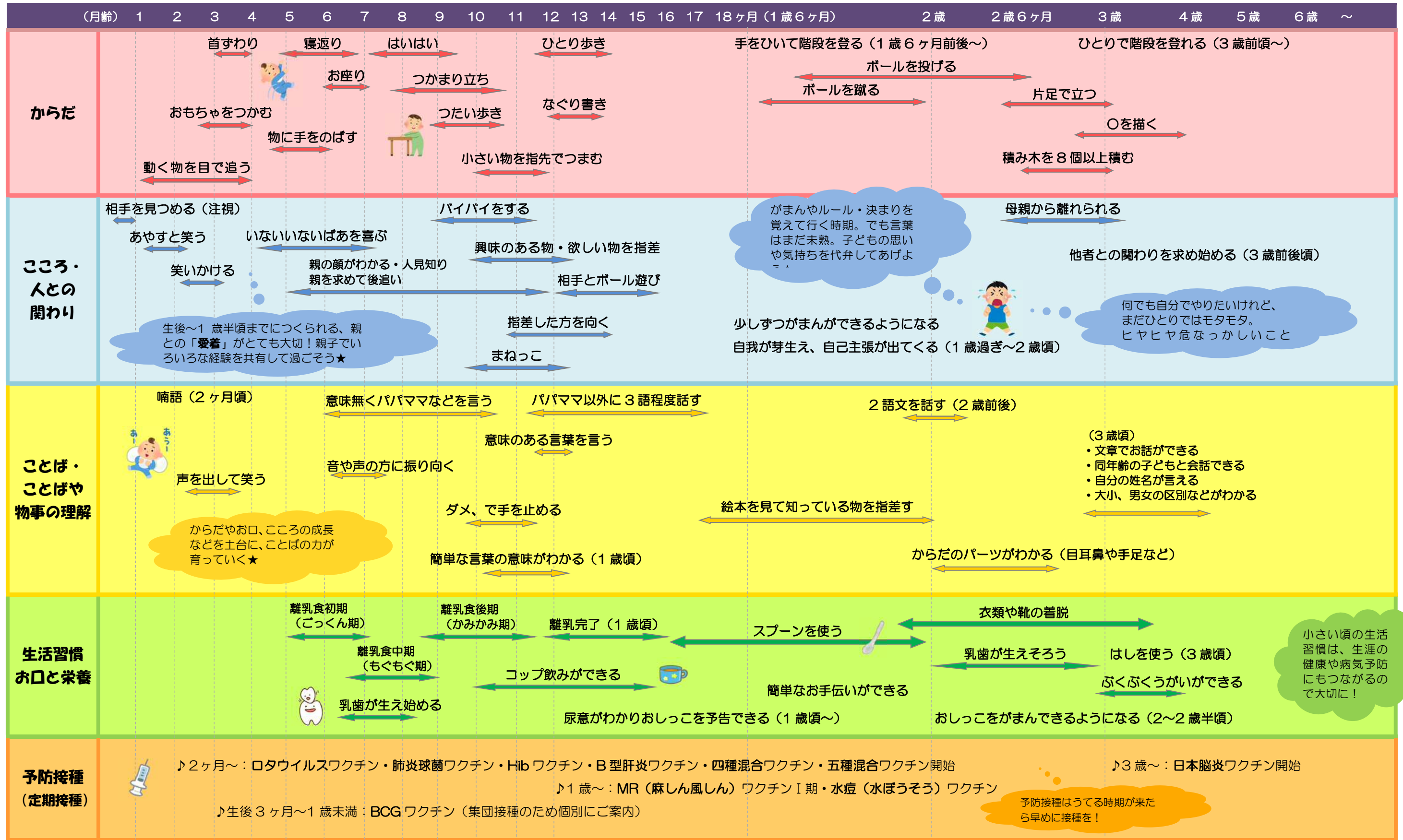
# 新冠町



# 新ひだか町



# すくすく発達カレンダー



<カレンダーの使い方>  
 ☆1. カレンダーの矢印⇄は「多くのお子さんができるようになる時期」を表す目安です。実際にできるようになった月齢を、矢印の下に記録していきましょう。  
 ☆2. カレンダーに当てはめるのではなく、おおよその目安や先の見通しを持つためにご活用ください。  
 ☆3. 発達には個人差があります。

新冠町役場 保健福祉課保健福祉グループ 健康推進係  
 保健師・管理栄養士・歯科衛生士 ☎:0146-47-2113

## 4、子どもの成長や集団生活へのサポート

### (1) 新冠町子育て支援センター 【問合せ先：新冠町子育て支援センター】

子育て支援センターは、主に乳幼児（0歳～就学前）を持つ親とその子どもが気軽に利用し、親子の交流や育児に関する相談ができる場です。他にも、子育て情報の提供の場として支援活動や一時預かり事業等の様々な事業を行っています。子育てに悩んだ時、ストレスを感じた時、子ども同士で遊ばせたいなど気軽にご利用ください。

利用時間…9：00～12：00、13：00～17：00（月～土曜日） 日・祝日・年末年始を除く

場所：認定こども園ド・レ・ミ内

#### チャイルドランド

- ・実施日：月1回 木曜  
午前10時～午前11時30分
  - ・対象：町内在住の0歳～就学前の乳幼児とその保護者
- ※実施内容や日程は支援センターだよりで案内しています。

#### おしゃべりルーム

- ・実施日：月1回 木曜  
午前10時～午前11時30分
  - ・対象：ひよこルーム\*0歳～1歳6カ月  
うさぎルーム\*1歳7カ月～就学前
- ※実施内容や日程は支援センターだよりで案内しています。

#### 一時預かり事業（一般型）

町内在住で在宅保育をしている世帯を対象に生後6カ月から一時的にお預かりします。

預けたい日の1週間前までに手続きが必要です。

料金：1時間あたり 3歳以上 200円/3歳未満 300円



### (2) 新冠町立認定こども園ド・レ・ミ 【問合せ先：新冠町立認定こども園ド・レ・ミ】

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の提供並びに保護者に対する子育て支援を総合的に行います。

認定区分	年齢区分	定員	保育時間(基本)	一時預かり事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上	30名	9：00～13：00 (月～金)	※利用料がかかります。 (月～金) 13：00～16：00 (土曜、夏季・冬期休業期間中) 9：00～16：00
2号認定 (保育認定)	3歳以上	90名	8：00～16：00 (月～土)	父母のお仕事の勤務時間により 早朝 7：30 から夕方 18：00 まで保育を受けることができます。
3号認定 (保育認定)	3歳未満	45名	8：00～16：00 (月～土)	

※ 詳しくは、町民生活課町民生活G社会係又は認定こども園ド・レ・ミへお問い合わせください。





### (3) 新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G福祉係】

「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」は、発達に遅れや不安を抱えている子どもに対して療育を行なう施設です。何か小さなことでも気になることがあったら「あおぞら」に相談してください。専門のスタッフが発達に関する相談を受け付けています。一緒に子どものより良い成長を考えていきましょう。先ずは電話でお気軽にご相談ください。

#### <内容>

- ・集団療育…2名～5名の少人数で友達との関わりや集団行動の基礎を体験
- ・個別療育…一人ひとりが抱えるニーズや課題に応じて専門スタッフが対応

※ 原則、親子での通園です。

#### <利用時間>

月～金曜日 9:00～18:00

#### <利用料>

新冠町在住者は無料

詳しくは **新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」**  
住 所 新冠町字節婦町 117 番地の 1  
電話番号 0146-47-1522



マスコットキャラクター  
そらちゃん

## ♪子育てコラム5♪

### お子さんの発達について、気がかりなことはありませんか？

同じ年齢のほかの子と比べてたりして、お子さんの発達に心配や不安を感じたことがあるという保護者の方は少なくありません。「よその子はもう一人で歩けるのに・・・」「言葉がなかなか出ない」など。子どもはみんな同じ発達をするわけではなく、発達の早い子もいれば遅い子もいます。中には気がかりなことが発達障害の症状（特徴）であることもあります。

発達障害の症状（特徴）は個性や性格に近いもの、と言われており、その症状も程度もさまざまです。もともとの脳機能の障害なので、年齢や生活、育て方、家庭でのしつけなどが原因ではありません。また、“特徴があるから障害がある”、“特徴がないから障害がない”といった、はっきりとした線引きはありません。その特徴があることで、また本人や周囲が特徴を上手く捉えられていないために、日常生活・社会生活の中で本人が生きづらさ・生きにくさを感じたりします。

早くからお子さんの特性に合わせた支援に繋がることで、二次的な問題（不登校や引きこもりなど）を防ぎながら発達を促すことができます。お子さんの発達が気になる点がある場合は、ひとりで抱え込まず、まずは発達相談の窓口や医療機関に相談してみましょう。

#### 保健師

乳幼児健診では、こころやからだ、社会性の発達についても確認していきます。気になること・心配なことがあれば、親御さんと一緒に、対応を考えたり、相談に乗らせてもらうこともできます。

#### 子ども発達支援センター あおぞら

遊びを通して、こどもの「からだ」「ことば」「こころ」の発達を促す（療育）場です。発達に関する気がかり・戸惑いなどについて、専門職からのアドバイスが受けられます。

#### 通園している保育所・ 幼稚園の保育士さん

保育所・幼稚園は子どもたちの成長・発達や社会性がよくわかる場面でもあります。普段からお子さんを見ている保育士さんに気になる様子を相談するのも良いでしょう。

新冠町では、さまざまな機関が連携して、親子の支援を行っています。

#### 子育て支援センター (認定こども園ドレミ内)

育児のちょっとした気がかりがあれば、子育て支援センターの保育士さんに相談してみてもいいかもしれません☆

## 5、楽しく学べる施設・遊び場

### (1) 新冠町レ・コード館 【問合せ先：社会教育課社会教育G施設管理係】

レ・コード館には、黎明期のレコード盤など100万枚のレコードが収蔵されており、希少な文化遺産に触れることができます。また、町民の学習や文化の拠点施設として様々な自主活動や事業が行われています。

- 【開館時間】
- ・レ・コード館研修室等 9:00~21:00 (月~日曜日)
  - ・ミュージアム等見学コース 10:00~17:00 (火~日曜日)
  - ・展望塔 10:00~16:30 (火~日曜日)
- 【休館日】
- ・毎週月曜日(祝日と重なるときは翌日)、祝日の翌日、年末年始



### (2) 新冠町レ・コード館 図書プラザ 【問合せ先：社会教育課社会教育G図書係】

図書プラザは、レ・コード館の建物の中にある図書室です。

館内には幼児向けの小さな便座のトイレ、オムツ換えシートやベビーチェアを備え付けたトイレやベビーカーも用意しています。幼児向け絵本や紙芝居、布製の手作り絵本がたくさんある「おはなしのへや」は、お子さんと一緒にくつろいで絵本を楽しむことができます。

ボランティア団体「読み聞かせの会びっくり箱」のお話し会も月2回開催されています。

また、ブックスタート事業として、4か月健診時に2冊、セカンドブック事業として3歳児健診時に1冊お子さんに絵本をプレゼントしています。

- 【開館時間】
- ・10:00~18:00 (毎週水曜日は夜間開館日 10:00~20:00)

- 【休館日】
- ・毎週月曜日(祝日と重なるときは翌日)、祝日の翌日、年末年始、その他(蔵書点検等)



【おはなしのへや】



【読み聞かせの会びっくり箱】

### (3) 児童館 【問合せ先：社会教育課スポーツ青少年G児童厚生係】

町民センター内にある児童館は、子どもたちが自由に遊ぶことができる施設です。児童館厚生員を配置し、安心して活動できるよう見守りをしています。

【開館時間】 9：00～12：00、13：00～17：00（月～土曜日）

【入館料】 無料

【休館日】 日曜日、祝日、年末年始

【活動内容】 自由遊び

年4回程度、子どもたちを対象とした特別事業を実施します。

※小学校就学前等1人活動に心配な児童が利用する場合は、保護者の同伴が必要です。

【その他】 児童館では下記事業を行っています。いずれも事前登録が必要です。

#### ●放課後子ども教室

放課後の時間を利用し、児童館（町民センター内）で体験活動を行う事業です。

#### ●児童館クラブ

保護者の就労や市街地での少年団活動の為、預かりを行う事業です。



### (4) スポーツセンター及び節婦体育館 【問合せ先：社会教育課スポーツ青少年Gスポーツ青少年係】

スポーツセンター及び節婦体育館は、町民の日常的なスポーツ活動の場として開放している施設です。バレーボール等の様々な競技を行うことができ、用具の貸し出しも行っていきます。

【開館時間】 9：00～21：00（日、祝日は17：00まで）

【入館料】 町民個人利用 無料

【休館日】 毎週月曜日、年末年始

### (5) 新冠町郷土資料館 【問合せ先：社会教育課社会教育G文化財係】

郷土資料館は、ふるさと新冠の歴史や自然、民俗を様々な資料を通して学ぶことができる施設です。

【開館時間】 9：00～16：30（火～土曜日）

【入館料】 無料

【休館日】 毎週日曜、月曜日、祝日、年末年始

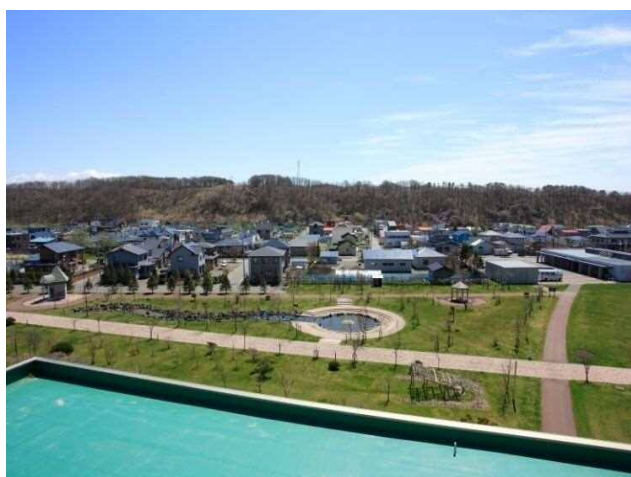


【新冠町郷土資料館】

## (6) 親子で楽しめる公園

親子で一緒に楽しめる公園を紹介します。

公園名	所在地	説明
レ・コードパーク	字東町	役場に隣接している平坦な広場と遊歩道、公園の奥には小高い築山がある芝生の公園で、噴水池やコンビネーション遊具が置かれています。公園内の2か所に公衆トイレがあります。
判官館森林公園	字高江	判官館森林公園内の広い平坦な公園で、遊具が置かれており、判官岬までの遊歩道沿いには珍しい草花があります。また、隣接してキャンプ場やバンガロー、公衆トイレなどの施設もあります。



【レ・コードパーク】



【判官館森林公園】



【判官館森林公園キャンプ場】

## 6、子どもの手当と助成・家庭への支援

### (1) 不妊・不育症治療費の助成「マザーリーフ事業」

【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

不妊・不育症治療を受ける夫婦へ治療費の一部を助成します。

※ 対象となる治療は、一般不妊治療（タイミング法・人工授精）と特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、不育症治療です。

### (2) 子どもの手当

#### ア、児童手当 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

子どもを養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している保護者に対し支給されます。

年齢	月額
3歳未満	15,000円
小学生（第1子・第2子）	10,000円
小学生（第3子）	15,000円
中学生	10,000円
特例給付（所得制限該当者）	5,000円

支給月 2月、6月、10月 計3回

#### イ、児童扶養手当 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

父又は母と生計を同じくしていない子どもがいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを監護している父又は母や、父又は母にかわってその子どもを養育している保護者に対し支給されます。

※ 世帯で生計を維持する方々の所得制限があります。また、毎年全国消費者物価指数により変動します。

#### ウ、特別児童扶養手当 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

身体や精神に障害のある子どもについて、子どもの福祉の増進を図ることを目的に満20歳未満の子どもを監護している父又は母や父又は母にかわってその子どもを養育している保護者に対し支給されます。

#### エ、障害児福祉手当 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G福祉係】

重度の障害にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児に手当を支給し、重度の障害にあるため特に必要とされる負担の軽減を図る一助とする制度です。

### (3) 子どもの医療費助成

#### ア、未熟児養育医療給付事業 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G医療給付係】

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を負担します。世帯の所得税額に応じ自己負担があります。

#### イ、子ども医療費助成制度 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G医療給付係】

中学3年生までの子どもの保険適用医療費のうち、入院時食事療養標準負担額を除く医療費自己負担を全額助成します。 ※ 所得制限があります。

#### ウ、ひとり親家庭等医療費助成制度 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G医療給付係】

18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障がいがある場合を含む）の医療費の全部又は一部を助成します。但し、満15歳（中学生以下）は全額助成します。

#### エ、重度心身障害者（児）医療費助成事業【問合せ先：保健福祉課保健福祉G医療給付係】

重度の障害をもつ方が医療機関等で診療を受けた場合、保険診療分の自己負担額の一部、又は全部を助成します。

##### <対象者>

- ・身体障害者手帳1・2級及び3級（内部障害）を所持している方
- ・療育手帳A判定又は重度知的障害と判定、診断された方
- ・精神保健福祉手帳1級（通院のみ）

※ 受給資格要件には所得制限があります。

##### <助成の範囲>

入院、通院に係る医療費の自己負担額

#### オ、自立支援医療（更生・育成・精神） 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G福祉係】

##### <更生>

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方がその障害を除去し又は軽くすることによって日常生活を容易にする期待が持たれる場合に、自立支援医療受給者証の交付を受けて指定医療機関で医療を受けることができます。（例・・・膝人工関節置換術、人工透析など）

※ 世帯の前年の町民税額等により自己負担があります。

##### <育成>

18歳未満の身体（肢体・視覚・聴覚・音声言語・そしゃく等）機能障害、もしくは、先天性の内臓疾患、心臓疾患をもつ児童が指定医療機関で疾患を軽くする医療を受けるときの医療費等の給付を行っています。

※ 世帯の前年の町民税額等により自己負担があります。

### （4）その他の助成、支援

#### ア、新冠町出産・子育て応援給付金 【問合せ先：保健福祉課保健福祉G健康推進係】

妊娠・出産の届出後の面談等を通じて、出産・子育て応援給付金の支給を行います。

##### <対象者>

- ・妊娠時：妊娠届出書を提出した妊婦の方
- ・出産時：出産し、児童を養育する方

##### <支給額>

- ・妊娠時：妊婦1人当たり5万円、
- ・出産時：児童1人当たり5万円

##### <申請方法>

- ・妊娠届出又は出産後の新生児訪問の際にご案内します。

##### <支給要件>

- ・妊娠届出及び出生後それぞれにおいて、保健師等による面談やアンケートへの回答が要件となります。

## イ、チャイルドシート購入費助成制度 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

チャイルドシート及びジュニアシートの着用の促進と乳幼児の安全を守ることを目的に補助金を交付します。

### <対象者>

町内に住所を有する満6歳未満の乳幼児と同居し、養育している者

### <補助金額>

- ・チャイルドシート（0～4歳未満） 購入費用の2分の1以内、限度額15,000円
- ・ジュニアシート（4～6歳未満） 購入費用の2分の1以内、限度額5,000円

※ 助成回数は乳幼児1人につきチャイルドシート1回、ジュニアシート1回

### <申請方法>

町民生活課窓口で、出生後から申請を受け付けています。 ※ 出生前に購入した物も対象となります。

### <添付書類>

チャイルドシート等を購入した領収書（又はレシート）、購入した製品名等が確認できる保証書、通帳の写し

## ウ、チャイルドシート貸与制度 【問合せ先：町民生活課町民生活G社会係】

満6歳未満の乳幼児のため、チャイルドシート及びジュニアシートを短期間貸し出すことにより、町民の利便性を図り、着用の促進と乳幼児の安全を守ることを目的に貸し出します。

### <対象者>

町内に住所を有する者

### <利用料>

無料

### <申請方法>

町民生活課窓口で、申請を受け付けています。

### <貸出期間>

貸し出した日から30日以内

## エ、ごみ処理手数料の免除 【問合せ先：町民生活課町民生活G環境衛生係】

紙おむつの使用などでごみの量が多くなる世帯に、新冠町指定燃やせるごみ袋(大)を交付します。

### <対象者>

0歳児～2歳6か月児

### <内 容>

出生時：30枚、1歳時：20枚、2歳時：10枚を交付

### <申請方法>

町民生活課窓口で誕生日又はその歳の年度内に申請して下さい（印鑑、母子手帳をお持ち下さい）。

## オ、小・中学校の給食費無償化 【問合せ先：教育委員会管理課管理G学校教育係】

小学校・中学校の学校給食費を無償としています。

**力、小・中学校就学援助事業 【問合せ先：教育委員会管理課管理 G 学校教育係】**

経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品、新入学用品等を支給する事業です。希望される方は、就学援助費申請書等、必要書類を在学している学校に提出してください。

**キ、奨学金制度 【問合せ先：教育委員会管理課管理 G 学校教育係】**

成績優秀で、経済的理由により修学困難な生徒に学資を貸与し、有能な人材を育成することを目的とする制度です。奨学生となることを希望される方は、毎年3月に願書の提出が必要です。

**<対象者>**

- ・奨学生本人が新冠町に住所を有していること。
- ・高等学校、高等専門学校又は大学等に在学する者であること。
- ・経済的理由により学費に乏しく修学困難な者であること。
- ・学業が優良で性行が善良であること。

**ク、高校生への通学支援事業 【問合せ先：教育委員会管理課管理 G 学校教育係】**

新ひだか町の高校へ通学する生徒へ、公共交通機関の費用の一部を助成します。

JR静内駅から静内農業高校までの通学バスを新ひだか町と共同運行します。



# 7、その他の子どもの支援・相談

## (1) 児童相談所

18歳未満の子どもの心や身体に関すること、家庭や学校で困ったことなど、子どもに関わる様々な相談に応じ、子どもの健やかな成長を願ってともに考え、お手伝いする公的な相談機関です。

「北海道室蘭児童相談所」

室蘭市寿町1丁目6番12号(胆振・日高管内を担当しています)

電話 0143-44-4152(短縮ダイヤル:189)

FAX 0143-44-4829 相談は月曜日～金曜日 8:45～17:30(祝日、年末年始を除く)

※虐待通告は夜間・休日も対応します。

## (2) 保健所

心と身体の健康、病気の予防や育児などについての相談に対応します。

「北海道静内保健所」

新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号

電話番号 0146-42-0251

## (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員(民生委員児童委員協議会)

生活に困っている方、高齢者や障害者の方々の相談・支援者としての活動だけではなく、児童委員として子どもの様々な問題についての相談に対応します。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する問題を専門としており、育児の不安、子どもの悩みなどの心配ごとがありましたら、気軽にご相談ください。もちろん、あなたのプライバシーを尊重します。

各地域の民生委員・児童委員又は役場町民生活課町民生活G社会係へ

## (4) 少年相談110番

子どもの問題で悩む保護者や悩みを抱えている子どもたちからの相談のほか、少年の非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などに関する相談に対応します。

「少年サポートセンター」(北海道警察本部少年課)

札幌市中央区北1条南7丁目 プレスト1・7ビル 3階

電話番号 0120-677-110

※携帯電話からは011-242-9000または011-251-0110

## (5) 相談支援事業

生活のこと、お仕事のこと、学習支援などの様々な悩み相談を受けており、子どもが事情によりなかなか学校に登校出来ないなどの相談にも対応します。

「新冠町相談支援事業所 相談室かける」(社会福祉法人 新冠ほくと園)

新冠郡新冠町字本町65番地の17

電話番号 0146-47-2333

## (6) 児童家庭支援事業

地域の子どもの福祉に関する様々な問題について、子どもや家庭から24時間体制で相談を受けています。

「いぶりひだか児童家庭支援センターしずく」

苫小牧市元町2-4-3

電話番号 0144-84-3780

## (7) 要支援、要保護児童等支援事業（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待などで保護を要する子ども、養育支援が必要な子どもや保護者に対し、関係機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」です。

適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童福祉に関する業務に従事する者との協議を行います。

事務局「役場町民生活課町民生活 G 社会係」

電話番号 0146-47-2112（直通）

### 【主な児童虐待の通告・報告・相談・問い合わせ先】

- 北海道室蘭児童相談所 0143-44-4152  
(短縮ダイヤル 189)
- 北海道札幌方面静内警察署 0146-43-0110
- 新冠駐在所 0146-47-2353
- 節婦駐在所 0146-47-2789
- 朝日駐在所 0146-47-2042
- 新冠町役場町民生活課 0146-47-2112  
(新冠町要保護児童対策地域協議会事務局)
- 新冠町役場保健福祉課 0146-47-2113
- 新冠町教育委員会管理課 0146-47-2547

## 8、地域における児童虐待の防止について

### (1) 「児童虐待」とは

本来、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもの虐待の種類は大きく4つに分けられ、これらは重複して起こっていることが少なくありません。たとえ親の愛情から行われた「しつけ」のつもりでも、結果的に子どもにとって有害ならば、それは「虐待」になります。皆さんの目から見て「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合や明らかな虐待は確認できないが、虐待が疑われる場合は、関係機関へ通告することが義務となっています。「虐待かな」「虐待してしまいそうだ」と思ったら、ひとりで抱え込まずに早めに相談してください。

### (2) 通告の義務

地域に住む私たちには、子どもの虐待を発見したり、子どもの様子が変わったと感じたら、関係機関への通告の義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律 第6条）

通告した人の秘密は守られます。通告内容や誰が通告したかといった情報を保護者に知らせることはありません。通告した後で、虐待でないことがわかって通告した人に罰則はありません。

※学校や児童福祉施設、病院、その他子どもの福祉に業務上関係ある団体、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師や保健師、弁護士等は、虐待を受けている子どもの早期発見と虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、速やかに関係機関に通告する義務があります。

### (3) 児童虐待の特徴

- 発見が困難…現在の子育て環境は、核家族化や地域から孤立している家庭が多く、「密室」での子育てが保護者に一人で子どもに向き合わせ、相談相手も居ないまま育児ストレスから虐待をしてしまう家庭が増えています。また、自分のしていることが虐待だと気付かない場合も多くあり、これを発見するには地域の住民や関係機関の協力が必要です。
- 早期発見、早期対応が重要
  - …通告や相談を迷っている間も子どもは危険にさらされています。虐待がエスカレートしていくほど、子どもに与える影響は深刻なものとなるため、少しでも早く発見・対応していくことが重要です。
- 虐待を疑うきっかけはこんなことから
  - 子どもの様子
    - 不自然な傷がある、理由もなく身長や体重が増えない、いつも不潔にしている、表情が乏しく笑顔が少ない、おびえた泣き方をする、ほかの子どもに対して乱暴である、家に帰りがたらないなど
  - 生活環境
    - 保護者が虐待を受けて育った、著しく不衛生な生活環境、サポートが無いひとり親家庭、経済的困窮など
  - 保護者の様子
    - 予期しない妊娠・出産（10代の妊娠など）、育児に対する不安やストレス、医療につながっていない
    - い精神障がいや依存症などの疾患、マタニティーブルー・産後うつなどの精神的に不安定な時期、親族・地域社会との交流がない、配偶者からの暴力（DV）があるなど
- 小さい子どもほど危険度が大きい
  - …自分が虐待を受けていることを他の人に伝える事ができず、虐待によって死にいたる可能性

が高いため、いち早く対応する必要があります。

#### (4) 児童虐待の種類

- 身体的虐待…子どもの身体に傷を負わせたり、生命に危険をおよぼすような行為をすること。  
例：殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、やけどをさせる、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物・毒物を飲ませる、戸外に閉め出す、縄などで部屋に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど
- 性的虐待…子どもにわいせつな行為をすること。又は子どもにわいせつな行為をさせること。  
例：子どもへの性交、性的行為の強要・教唆・性器や性交を見せる、児童ポルノ等の被写体になることを子どもに強要するなど
- ネグレクト…子どもの心身の健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する不注意や無関心のこと。  
例：乳幼児を家に残したまま外出する、子どもを車の中に放置する、子どもの意に反して学校に登校させない、家に閉じ込める、十分な食事を与えない、病気やケガをしても適切な処置をしない、極端に不潔な環境の中で生活させる、保護者以外の同居人の虐待行為を放置するなど
- 心理的虐待…子どもに言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為のこと。  
例：子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう(※面前DV)、ことばでおどす、子どもを無視したり拒否的な態度をとる、子どもの心を傷つけることを言う、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをするなど

#### ※面前DVとは・・・

家庭内での配偶者間暴力(DV)は子どもへの「心理的虐待」にあたり、どなり声、叫び声、暴言・暴力、恐ろしい表情、物の壊れる音などは子どもに大きなストレスを与えます。

- 子どもはこんなことを感じます。  
不安や心配が大きくなる、おびえる、親を怖がる、自分は悪い子だ、自信が無くなる、自己肯定感(自分は大切な存在)が低くなる
- 子どもにこんなことが起こります。  
親から離れない、口げんかでも過剰に反応する、頭痛・腹痛・吐き気・発熱、寝つきが悪くなる、夜泣き、萎縮する、落ち着かない、集中できない
- その結果  
友達とうまく遊べない、トラブルが多くなる、学校や幼稚園に行きたがらない、良好な人間関係が持てなくなる、自分なんて価値が無いと思う、子どもの成長(発達)に長期的に悪い影響を与えます。

令和2年4月1日から、児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことにより、親権者等が子どもの「しつけ」に際して体罰を加えてはならないことが明文化されました。

※子育てに熱心なあまり、厳しくしつけるつもりで手をあげたりすることは虐待にあたります。

# 9、子育てマップ



①	新冠中学校
②	新冠小学校
③	町民センター
④	スポーツセンター
⑤	郷土資料館
⑥	国保診療所
⑦	保健センター
⑧	井上歯科医院
⑨	レ・コード館
⑩	新冠ファミリー歯科
⑪	レ・コードパーク
⑫	認定こども園ドレミ
⑬	新冠町役場
⑭	発達支援センターあおぞら
⑮	節婦体育館



**新冠町役場町民生活課町民生活グループ社会係**

〒059-2492

住 所 新冠町字北星町3番地の2

電話番号 0146-47-2111（代表）

0146-47-2112（直通）

FAX 0146-47-2496

2023年4月発行

このガイドブックは、令和6年4月現在の情報を関係機関から提供のもと作成しました。  
その後、内容の変更があるかと思われますので、関係機関へお問い合わせのうえ、ご利用くださいますようお願い致します。